

事 務 連 絡  
平成23年6月29日

各柔道整復療養施術所長 殿

宮城県国民健康保険団体連合会  
( 公 印 省 略 )

柔道整復施術療養費支給申請の取扱等について

本会の審査支払業務につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記については、別添のとおりとしますので、支給申請書作成時の参考にしていただきますようお願いいたします。

担 当：審査業務課第6係 工藤・長田  
TEL：022-222-7075  
FAX：022-222-7107

<http://www.miyagi-kokuho.or.jp>

(別添)

## 柔道整復施術療養費支給申請について

### 1. 支給申請書について

- ・平成22年11月29日付け厚生労働省保険局長発 保発1129第3号において「平成23年1月1日以降の申請書は、新様式により取り扱うこと。なお、平成23年6月30日までの間、従来の様式を取り繕って使用できること。」となっておりますので平成23年7月以降の施術分からは、新様式での支給申請書のみの取扱いとなります。
- ・新様式以外で提出された場合は、宮城県柔道整復療養費審査委員会の取り決めにより、返戻となりますのでご注意願います。

#### \* 注意事項

- ・70歳から74歳までの前期高齢者で、一般・低所得者の請求については、給付割合を8割で請求願います。  
(※前期高齢者の法定給付割合は8割で、自己負担割合は2割です。ただし、窓口負担割合を1割と据え置きしていることから、残りは公費負担となっています。)

### 2. 総括表及び請求書について

- ・宮城県国保連合会提出用の総括表及び請求書を作成しましたので別添を参照の上、請求願います。(記載要領については、本会ホームページに掲載予定)

[【様式1】「総括表」](#)

[【様式2】「国民健康保険療養費請求書」](#)

[【様式3】「後期高齢者療養費請求書」](#)

### 3. 東北地方太平洋沖地震に係る請求について

- 1 申請書欄外右上に朱書きで「災」と記載願います。
- 2 震災に係る申請書と通常分の申請書を分けて、それぞれ保険者毎に請求書を作成の上、編綴して下さい。震災分を編綴した請求書には上部余白に朱書きで「災」と記載願います。
- 3 震災前と震災後など2枚1組となる申請書は別に編綴して下さい。
- 4 請求書への集計及び記載については、それぞれの法定給付の欄に集計、記載して下さい。(「10割」としての請求ではありません。)